

糖尿病・高血圧・脂質異常症（高コレステロール血症など）

のいずれかで通院されている患者様へのお知らせ

令和6年6月の診療報酬改定により、『糖尿病』、『高血圧』、『脂質異常症』が特定疾患療養管理料の対象疾患から除外されました。

厚生労働省からの指示により、糖尿病、高血圧、脂質異常症のいずれかを主病で通院されている患者様には【生活習慣病管理料】を算定し、療養計画書を基に治療をしていくことが必須となりました。

今後、定期受診時には、療養計画書について医師から説明・同意を取らせていただきます。窓口負担についても変更がございますので、皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

- 患者様により、窓口負担額が、約-50円から+1,200円変わります。
- 個々に応じた目標設定、血圧や体重、食事、運動に関する具体的な指導内容や検査結果を記載した『療養計画書』へ初回だけ署名（サイン）を頂く必要があります。
- 療養計画書を定期的にお渡しします。

よろしくお祈いします



地域包括ケアセンターいぶき